対象者・申請に必要な書類・有効期間

対象となる方				申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害		4級以上	身体障害者手帳	交付対象でなくなるまで
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢	4級以上		
		下肢	6級以上		
		体幹	5級以上		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	4級以上		
		移動機能	6級以上		
	心臓機能障害		4級以上		
	腎臓機能障害		4級以上		
	呼吸器機能障害		4級以上		
	ぼうこう又は直腸機能障害		4級以上		
	小腸機能障害		4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上		
	肝臓機能障害		4級以上		
知的障害者			障害の程度が重度（障害程度欄が「A」の方）	療育手帳	
精神障害者			障害区分が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳	
発達障害者			移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方	医療機関、療育機関等の証明書または確認事項への記載	
高齢者			要介護状態区分が「要介護1～5」の方	介護保険被保険者証	
難病患者			特定医療費（指定難病）医療受給者・特定疾患医療受給者・小児慢性特定疾病医療受給者	特定医療費（指定難病）医療受給者証・特定疾患医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証	
けが人等			けが等により一時的に移動の配慮が必要な方	医師の診断書・意見書	診断書等により必要と認められる期間
妊産婦			産前7か月～産後2年間（多胎児の場合は産後3年間）の方	母子健康手帳	産前7か月～産後2年間（多胎児の場合は産後3年間）

※ご家族が代理で申請する場合は、代理人の方の身分証明書の提示をお願いします。

利用証を取得するためには…

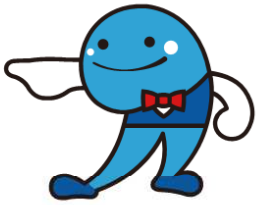

利用証は、県障害福祉課及び県福祉保健所で交付します。
申請書は、県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/

申請窓口

- **県障害福祉課**　高知市丸ノ内1-2-20　高知県庁内　TEL 088-823-9633
- **安芸福祉保健所**　安芸市矢ノ丸1-4-36　安芸総合庁舎内　TEL 0887-34-3177
- **中央東福祉保健所**　香美市土佐山田町山田1128-1　TEL 0887-53-3173
- **中央西福祉保健所**　高岡郡佐川町甲1243-4　TEL 0889-22-1249
- **須崎福祉保健所**　須崎市東古市町6-26　須崎第二総合庁舎内　TEL 0889-42-1875
- **幡多福祉保健所**　四万十市中村山手通19　幡多総合庁舎内　TEL 0880-34-5124

※　交付をお急ぎでない場合は、各市町村等でも申請できますので、お問い合わせください。
※　受付時間は、月曜日～金曜日までの8:30～17:00（祝祭日を除く）です。
※　郵送でも受け付けています。（郵送の場合は、手帳等確認書類の写しを必ず同封してください。）